

### 3月11日本会議再開（第3日目）

#### 1. 出席議員 13名

|       |               |       |           |
|-------|---------------|-------|-----------|
| 1 番議員 | 滝 沢 幸 映 君     | 9 番議員 | 玉 川 清 史 君 |
| 2   〃 | 中 嶋       登 君 | 10 〃  | 山 城 峻 一 君 |
| 3   〃 | 塚 田       舞 君 | 11 〃  | 柰 津 明 子 君 |
| 5   〃 | 水 出 康 成 君     | 12 〃  | 大日向 進 也 君 |
| 6   〃 | 宮 入 健 誠 君     | 13 〃  | 朝 倉 国 勝 君 |
| 7   〃 | 中 村 忠 靖 君     | 14 〃  | 大 森 茂 彦 君 |
| 8   〃 | 星       哲 夫 君 |       |           |

#### 2. 欠席議員 なし

#### 3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者

|                       |               |
|-----------------------|---------------|
| 町                   長 | 山 村       弘 君 |
| 副       町       長     | 臼 井 洋 一 君     |
| 教       育       長     | 塚 田 常 昭 君     |
| 総   務   課   長         | 伊 達 博 巳 君     |
| 企 画 政 策 課 長           | 竹 内 祐 一 君     |
| 住 民 環 境 課 長           | 山 下 昌 律 君     |
| 福 祉 健 康 課 長           | 鳴 海 聡 子 君     |
| 商 工 農 林 課 長           | 北 村 一 朗 君     |
| 建   設   課   長         | 堀 内 弘 達 君     |
| 教 育 文 化 課 長           | 長 崎 麻 子 君     |
| 収 納 対 策 推 進 幹         | 細 田 美 香 君     |
| まち創生推進室長              | 小河原 秀 昭 君     |
| D X 推 進 室 長           | 瀬 下 幸 二 君     |
| 総 務 課 長 補 佐           | 宮 下 佑 耶 君     |
| 総 務 係 長 補 佐           | 宮 嶋 和 博 君     |
| 総 務 課 長 補 佐           | 宮 嶋 和 博 君     |
| 財 政 係 長 補 佐           | 宮 原       卓 君 |
| 企 画 政 策 課 長 補 佐       | 宮 原       卓 君 |
| 企 画 調 整 係 長           | 川 島 徳 夫 君     |
| 保健センター所長              | 川 島 徳 夫 君     |
| 子 ども 支 援 室 長          | 橋 本 直 紀 君     |

#### 4. 職務のため出席した者

|             |               |
|-------------|---------------|
| 議 会 事 務 局 長 | 大 橋       勉 君 |
| 議 会 書 記     | 柳 澤 ひろみ 君     |

#### 5. 開       議 午前10時00分

## 6. 議事日程

### 第 1 一般質問

(1) 子育て支援についてほか

水 出 康 成 議員

(2) 選挙に於ける投票状況についてほか

宮 入 健 誠 議員

## 7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

## 8. 議事の経過

**議長（滝沢君）** おはようございます。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、会議に入る前に、竹内優子会計管理者から欠席の届出がなされており、これを許可しております。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

### ◎日程第1「一般質問」

**議長（滝沢君）** 最初に、5番 水出康成議員の質問を許します。

**5番（水出君）** 改めまして、おはようございます。ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

質問表題として、一つ目に子育て支援について、二つ目に創業者支援について、一般質問を行います。

初めに、子育て支援について。

前回定例会にて、子育て支援と近隣市町村より移住促進環境の優位性をつくるため、保育園の副食費無料化を受けて、幼稚園同年児を持つ世帯への支援追加について質問しました。答弁では、幼稚園運営主体者と意見交換を図りたいとあり、その後の経過と展開について伺う質問となります。

本件は、町長より、本定例会招集挨拶として一部抜粋いたしますが、幼稚園に通う保護者の経済的負担の軽減を図るため、副食費を徴収しないこととした幼稚園等に対する副食費補助事業の取組について触れられていました。令和7年度から幼稚園等の保護者世帯を支援するために、令和7年度一般会計予算案では私立幼稚園補助事業のうちの主な経費として、施設型給付補助金は令和6年度予算より1,500万円増の7,500万円が計上されており、実施に向け、町長のまちづくりへの強い思いが、スピード感を持ち本定例会での審議につなげたことと評価したいと思います。

そこで、運営主体者と意見交換後の経過と展開について、3点について伺います。

一つ目として、町内幼稚園の年少から年長児世帯へ、保育園副食費相当額の支援の在り方に

ついて。

二つ目に、同様に町外幼稚園等に通う世帯への支援の在り方について。

三つ目に、同様に4月1日現在3歳以上の未就学児を持つ全世帯へ支援を図りたいが、所見を伺います。

以上について、答弁願います。

**子ども支援室長（橋本君）** 1. 子育て支援として、保育園副食費相当額の支援展開についてのご質問に順次お答えいたします。

初めに、幼稚園につきましては、小学校就学前の子育てを支援する場として、保育園同様、必要不可欠な役割を担っていただいております、町としましては運営費の補助といった財政的な支援だけでなく、子育て支援センターにおける町内幼稚園への分室訪問による定期的な相談機会の確保や教育コーディネーターによる指導助言などを通じて、子どもの健やかな成長を支える子育て支援の重要な実施機関として、様々な連携を図っているところであります。

ご質問の、町内幼稚園の副食費につきましては、無償化に関して保護者の皆様などからご要望いただいているところでもあり、昨年12月に改めて町内幼稚園の運営主体と意見交換を行ったところであります。

昨年12月定例会での一般質問でも答弁いたしましたが、私立幼稚園における副食費の徴収につきましては、運営主体において判断されることが基本である中、副食費の無償化に向けた取組として、令和7年度からは、幼稚園等が保護者から副食費を徴収しない場合、副食費に係る費用の一部を町が補助することができるよう、必要な経費を新年度予算案に計上したところであります。

補助の主な内容といたしましては、幼稚園等に通う町内在住の満3歳以上の児童の保護者が支払うべき副食費を全額徴収しない場合、副食に係る経費の3分の2の額を町が補助するものであります。

なお、この副食費の補助基準額は、国より示されます1日あたりに要する副食費の公定価格に準じることとし、保育園へ通う児童の副食費に対する補助基準額と同じ水準とすることとしたところであります。

また、町外幼稚園等に通う世帯への支援につきましても、町内の幼稚園と同様に実施する予定であります。

次に、3歳以上の未就学児童がいる全世帯への副食費相当額の支援についてのご質問であります。まず、町の子育て世帯への経済的支援といたしましては、令和4年度から実施している出産・子育て応援交付金事業や、不妊・不育症治療費の助成といった出生前の支援をはじめ、学校給食費の無償化のほか、町奨学金制度や、医療費の高校卒業までの補助に加え、町内の幼稚園と保育園に通う第3子以降のお子さんの保育料を無料とする施策や、保育園副食費の無償

化を実施しており、来年度からは、先ほどご説明いたしました幼稚園等の副食費の無償化に関わる取組も計画しているところであります。

町といたしましては、子育て世帯の経済的負担の軽減と、全ての子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、これらの施策を今後も充実させ、取り組んでまいりたいと考えておりますが、4月1日現在3歳以上の未就学児がいる全世帯の副食費相当額の支援にあたりましては、対象世帯の把握方法をはじめ、移住促進などの効果等を総合的に判断する必要があると考えており、現段階において実施は考えておりませんが、他市町村の動向を注視するなど、今後とも効果的な子育て支援施策につきまして、研究してまいりたいと考えております。

**5番（水出君）** ただいま、子ども支援室長より答弁いただきました。1点、懸念事項がありますので再質問をお願いいたします。

幼稚園等の施設では、保護者から副食費を徴収しないこととありますが、従来、施設型給付補助金に関しては、給食費や副食費については不足額について徴収できることとなっています。町内幼稚園とは意見交換がされていますので、保護者から徴収しないことで実施になると思いますが、町外幼稚園の事業者は、当町からの副食費補助に対して、不足については保護者から徴収することを行うかもしれませんし、当町の申入れに応じない場合も考えられますが、その場合はどのような対応になるのか、お答えを伺います。

**子ども支援室長（橋本君）** 町外幼稚園等が副食費の無償化を実施しないとした場合の支援はどのようなかとの再質問にお答えいたします。

先ほども答弁させていただきましたが、町外幼稚園等への副食費の補助につきましては、町外幼稚園等が町内在住の児童の保護者が支払うべき副食費を全額徴収しないこととした場合には、町内の幼稚園同様、その幼稚園等に対しても副食に係る経費の一部を町が補助することとしております。

今回の補助制度は、幼稚園等が副食費の無償化をすることを要件としていることから、幼稚園等が町内在住の児童につきまして副食費の無償化を実施しない場合には補助対象とはなりません。町内児童が通う町外私立幼稚園等に対しましては、今回の取組につきましてご理解いただけるよう説明させていただきたいと考えております。

**5番（水出君）** ただいま、再質問に答弁いただきました。保育園や幼稚園等に通わせている世帯は、給食費や副食費など通わせている施設により必要費用の支払いがあります。保育園等施設に通わせずにご家庭で育てる場合は、家計のやりくりで賄っており、給食費・副食費なる概念ありません。保育園、幼稚園、別施設に通わせる、もしくは家庭で育てることは、通わせる施設の料金とご家庭の方針として決定されています。

町が意図的に保育園利用者を増加させるのであれば、保育園の副食費無償化は選定条件の一つになり得ると考えます。しかし、町独自の子育て支援として、保護者の経済的負担の軽減を

目的の施策ならば、今回保育園で始めた副食費を物差しとして、同じ支援を坂城町に住む4月1日現在3歳以上の未就学児を持つ全世帯へ給付することが平等と言えるのではないのでしょうか。

再質問で触れた内容の繰り返しになりますが、施設型給付補助金は給食費・副食費の徴収は許されております。当該施設は、坂城町からの支援不足は徴収したいと考えるのではないのでしょうか。町内幼稚園は、町との意見交換で確認できての対応でしょうが、町外幼稚園は副食費の無償化について、坂城町の申出に応じないことは十分考えられるため、先ほど、丁寧に意見交換を重ねて実施できるよう繰り返し交渉されてですね、進めていただきたいと思います。

今回、子育て支援の町として、幼稚園等に対する副食費補助事業が行われる方向に動いたことは、大きく前進したと考えています。余談ですが、ある企業の本年の3月5日付の会報誌に、町長へのインタビュー記事が掲載されており、町長は坂城町のPRも十分にされておりました。そして、今力を入れて取り組んでいることの一つとして、坂城町は子育て日本一を目指すを紹介されていました。町長が事あるごとに坂城町を紹介し、子育てに力を入れていることを話されていることを大変うれしく思いました。

現在、国会の予算委員会において、小学校の給食費無償化が令和8年度から実施され、中学校については未定ですが、できるだけ早い時期に実施できるよう、無償への方向性が見込まれています。先行して実施している当町は、一般予算より捻出しており、国の補助が始まれば財政的に補填されることとなり、今後安定した財源確保につながると思います。子育ての町、日本一を目指し、これからも子育て支援について、先進性のある施策に取り組み、ましまし向上していくことを期待します。

それでは、次の質問に移ります。

## 2. 創業者支援について

関東圏より当町へ移住し、創業された方とお話しする機会があり、坂城町の印象を伺いました。その方は都内にも事務所があり、東京と坂城を頻繁に行き来するが、新幹線、車ともアクセスがよく、家賃が安い、びんぐし温泉も快適と喜ばれていました。小ぢんまりしていて、過ごしやすい町と話してくれました。もっと都会から人を呼び込める町ではとされているそうです。

行政として何か支援が必要なことがあるかと伺うと、行政にということではないが、移住して創業を目指している人は、創業する上では土地と建屋を確保することはハードルが高く、不動産手続も物件探しから契約までストレスを要する。創業しても、すぐに結果が結びつくか不安もある。お試し利用できるような簡易手続で借用可能なお試し物件があればありがたい、と話を話してくれました。

その頃、総務産業常任委員会では、閉会中の調査として埼玉県横瀬町、寄居町、小川町へ

地方創生に関する取組の視察が行われました。私は委員会が違うため、同僚議員より視察内容を聞いた話になりますが、横瀬町のよこらぼプロジェクトに注目しました。よこらぼプロジェクトとは、個人や企業でもアイデアやビジネスプランを横瀬町で行うと、プロジェクトに社会性があれば誰でも参加できる。審査はありますが、実施するフィールド、資産を有効に利用し、横瀬町がサポートを行うプロジェクトです。横瀬町として外部プロジェクトを成功させるため、特区申請、公共地域の協力要請、Wi-Fi利用、町民協力依頼、広報支援を行政がサポートしているとのことでした。

2016年からスタートし、8年間のプロジェクト応募総数は234件あり、141件の採択があり、そのうち7割が県外応募者だったそうです。民間が苦手な分野を行政が本気でサポートすることで、チャレンジを実現させ、さらにチャレンジを呼び込み、地域を活性化させていく、官民連携の大切さを感じました。

移住された方の操業開始にあたり、お試し賃貸物件の話が私の頭の中でよこらぼの話と重なりました。当町では、B.Iプラザさかき、以降はB.Iプラザとしますが、似たような役目があるのかなと思いました。私はB.Iプラザを知っているので、ホームページから探し出しましたが、創業支援的な項目として検索すると、坂城町UIJターン就業・創業移住支援事業補助金、坂城町クラウドファンディング活用支援事業補助金などが確認できました。B.Iプラザは、産業・事業所のタグから商工業を開くとB.Iプラザが現れます。町外や初めての方はB.Iプラザが何かは不明です。クリックもしないかもしれません。

B.Iプラザは、さかきテクノセンターを中心に、21世紀型ものづくりの拠点として、ハード、ソフト両面で起業家をバックアップします。全国、全世界からより多くの企業・個人を募集しますとあります。説明チラシの解像度が悪い写真を掲載したもので、詳細内容が読みにくいのですが、工業系起業者を支援する上では、事業創出を目指す方や関係人口増進。ここで、今増加でなく増進としているのは、推進活動を推し進めることを大切に考えて、あえて増進という言葉とさせていただいています。注目すべきところです。

そこで質問として、イ. B.Iプラザの活用について。

B.Iプラザの状況として、一つ目に支援内容と支援実績を伺います。

二つ目に、開設からの延べ利用事業者数を町内外別に、また、当町で開業された実績の状況を伺います。

三つ目に、当該施設の老朽化もありますが、町のホームページを含め、創業支援についてのアピールは、ホームページからも消極的なイメージを感じます。工業の町坂城として、工業系創業者支援は、町内外に積極的にアピールし、強化したいところと考えます。今後の創業支援向上やプロモーションに関してご所見を伺います。

以上、3点について答弁をお願いします。

**町長（山村君）** ただいま、2番目の質問としまして、水出議員さんから、B. Iプラザの活用についてということでご質問をいただきました。今お話がありましたように、B. Iはまさにビジネスインキュベーター、事業創出、創生という言葉であります。もっとももっといろいろ活用していただければなと思っております。ご質問の内容につきまして、ご説明申し上げたいと思っております。

創業支援施設B. Iプラザにつきましては、新たに製造業やソフトウェア業などの創業を希望する方や、創業して間もない企業者の皆さんへの支援、あるいは既存企業の新分野への進出に係る研究開発等を支援するため、平成14年度に坂城駅前に開館いたしました。

施設の概要としましては、35平米から65平米の研究開発室が全部で11室あり、各部屋にはインターネットへの接続設備やパントリー設備などを備えております。

また、平成19年には、同施設内に町の文化財センターが移転し、事務所機能に加え、研究開発室を活用して、町で所蔵している古文書等の貴重な資料を公開する古文書等閲覧室のほかに、環状に、輪ですね。土器が配列された国内でもほかに例を見ない形で発見された青木下遺跡を発見当時の状況を再現して展示している土器展示室も併設しております。

さらに、研究開発室の1室では、坂城敬学会により、当町の名誉町民である鈴木敏文さんに関わる資料や、経営・流通全般の書籍などを閲覧できる資料室としても活用されているほか、坂城町と連携協定を締結する長野大学の先生方による長野大学坂城町講座の会場としても活用してきているところであります。

ご質問のB. Iプラザの入居者への支援内容と支援実績につきましては、技術面では主に公益財団法人さかきテクノセンターの職員が相談に応じているほか、相談の内容に応じ、長野県工業技術総合センターや、公益財団法人長野県産業振興機構、信州大学などの支援機関につなぐことで、より専門的な技術的支援を受けることができるよう取り組んでおります。

また、経営面では、商工会職員が町の制度資金を活用した融資制度や経営に関する相談に応じているほか、町におきましても、販路開拓・拡大のための展示会への出展支援や、新たな付加価値を持つ新製品の開発等に対するコトづくり補助金などを、創業期の皆さんにご紹介するなどの取組を行っており、これまでにこうした支援を活用することで、事業が軌道に乗り、B. Iプラザを卒業し、町内に工場を設けた事例もございます。

次に、施設を開設してからの延べ利用入居事業者数のご質問にお答えします。

これまでのB. Iプラザを利用された事業者数は25事業者であり、そのうち町内の企業・個人が13事業者、町外の企業や個人、大学等が12事業者（団体）となっております。また、利用された25事業者のうち、3社が事業拡大等のため、町内にて事業所を開設いたしました。

続いて、今後の創業支援向上やプロモーションに関してのご質問であります。町では、現在、B. Iプラザのパンフレットを町ホームページに掲載し、周知を図っているところであり

ますが、今後、町の創業支援策をよりPRしていくために、町ホームページ内に、町の創業支援施策全般を紹介するコーナーを設けることなどを検討してまいりたいと考えております。

また、創業者や新たに創業考えている方がB．Iプラザに入居していただけるよう、町ホームページや広報誌での周知に努めるほか、長野県が設置する創業支援拠点、信州スタートアップステーション、これはSSSと呼んでおりますけれども、これや長野県創業支援センターとの連携強化を図るとともに、町が首都圏等で開催する移住定住セミナーにおいても、B．Iプラザを紹介してまいりたいと考えております。

さらに、新分野進出のための研究拠点として、セカンドオフィスといった活用もできることから、町内事業所の皆さんにもPRしてまいりたいと考えております。

**5番（水出君）** ただいま町長より答弁いただきました。B．Iプラザは、管理者がさかきテクノセンターであります。特にさかきテクノセンターは、Nearly ZEB改修工事も終え、町内企業のZEB化推進母体としての役割を含め、ますます町内外からも注目されつつあります。

坂城町へ創業者をより多く受け入れることは、坂城町の特徴や代名詞である工業の町坂城として、大変大事なことと思います。チラシにも、全国・全世界から企業・個人を募集していますとありますが、町内企業の製品・部品は、世界各国に受け入れられております。世界を相手に募ることも可能です。そんな本町の創業者支援は、やはりほかの自治体より特異性があり、すばらしくあることに期待したいところであります。

まずは、創業者募集のためのプロモーション強化としてホームページの改善、町内企業への研究開発案件利用への推進、都市部拠点・大学などをターゲットにした広報活動、現B．Iプラザ建屋状態の適正化ほか創業地等、資本のリユース支援などや、横瀬町の協力内容にもありましたが、特区申請、公共域への協力要請、Wi-Fi利用、町民協力依頼、広報支援は、創業事業者からするとありがたい支援と思います。今までの棚卸しを含め、一度、創業者支援の在り方を研究、工夫し、町外からも注目される施設展開へつなげることを期待いたします。

今回、子育て支援と創業者支援について質問しましたが、前2年間の定例会の一般質問で、私は当該ホームページに触れながらの質問をしています。お気づきかは別として、町のホームページに関して多少触れさせていただいておりますが、個人的な感性の違いがありますので、質問ではありませんが、発言はさせていただきたいと思います。

子育て支援については、議会報175号に先日掲載もありますが、昨年11月8日に行われた町民との意見交換の意見としても、町のホームページに対して、他市町村と比べて特に子育て世帯に向けての情報が乏しい、親切でない、住んでみたいと思わないなどがありました。私も、一部事例として挙げさせていただきますが、坂城町の子育て・育児のタグから保育施設は確認できますが、幼稚園施設の紹介表示がありません。子育て支援に力を入れている町として

は、町外者への伝わりは弱いと感じてしまいます。

創業者支援については、質問の中で触れ重複しますが、創業者施策があるのか分かりづらい、確認できても解像度の悪い写真チラシが表示され、果たして力を入れている町と思うのでしょうか。

この2件のみならず、町のホームページは、町民に対しての広報の場でもあります。SNS全盛になりつつある環境下で、町を売り込む要素は非常に高く、見て分かりやすい、魅力を感じる、見てもらえるホームページへ改善をいただくことを要望して、私の一切の質問を終わります。

**議長（滝沢君）** ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時31分～再開 午前10時41分）

**議長（滝沢君）** 再開いたします。

次に、6番 宮入健誠議員の質問を許します。

**6番（宮入君）** ただいま、議長より発言の許可をいただきましたので、これより通告に従いまして一般質問をいたします。

改めまして、おはようございます。さて、今年は、えとは蛇。蛇といえば脱皮を繰り返し、再生や成長に象徴されるように、新しいことに挑戦したり、内面を磨きながら自分を成長させるチャンスと捉えることができるとも言われており、私も任期が折り返しを迎えるにあたり、一歩でも前進できる年にしたいと考えます。

次に、新しい年を迎えますと、今年の節目について話題となりますが、今年もいくつかの節目の年にあたります。そのいくつかを紹介しますと、1926年12月25日の昭和元年から100年を迎えます。さらに、終戦から80年。1月の17日は、阪神・淡路大震災から30年。平成の大合併からは20年。そして、本日は、2011年の14時46分に発生しました東日本大震災から14年目を迎えます。その中から平成の大合併について述べてみたいと思います。

1月1日の信濃毎日新聞によりますと、平成の大合併は、地方自治体の行財政基盤を強化して、地方分権を進めるとして1999年4月から進められた、市町村合併であります。有利な借金とされた合併特例債など、手厚い財政支援を織り込んだ旧市町村合併特例法に基づきスタートし、新合併特例法の期限切れに伴い2010年3月に終了しました。

県内では、2003年9月に3市町村が合併して発足しました千曲市を皮切りに、18の市町村、12の市、四つの町、二つの村が経験。うち7割近い12の市町村が2005年に合併いたしました。県内の市町村数は、大合併前の120、17の市、36の町、67の村から、77、19の市、23の町、35の村に再編されたと報じました。

次に、昨年と今年の選挙について述べてみたいと思います。昨年は、7月に東京都知事選挙、

10月に衆議院総選挙、11月にはアメリカ大統領選挙、兵庫県知事選挙と、世論の関心度が高まった選挙が多く実施されました。今年も東京都議会議員選挙、参議院選挙と注目される選挙が予定されており、両方の選挙が重なるのは12年に一度の年となります。

また、信濃毎日新聞は、長野県内においても長野市など三つの市、七つの町、11の村での首長選が、三つの市、九つの町、11の村、計23の市町村で議会議員選挙（補選は除く）の実施予定で、そのうち9市町村では、人口減少などを見据え、国が旗を振った平成の大合併から20年の節目を迎えての選択の機会と報じました。

さて、これより一般質問をいたします。

1. 選挙に於ける投票状況について、お聞きします。

イ. 投票率について

1. 直近過去3回、令和4年の長野県知事選挙、令和5年の坂城町町長・町議会議員選挙、令和6年の衆議院総選挙の投票率。

2. これまで取り組んできた投票率向上への施策は。

3. これからの選挙における投票率向上に向けた施策は。

ロ. 期日前投票について

直近過去3回の期日前投票率は。

ハ. 投票に係る従事者について

1. 期日前投票に従事する総人数は。

2. 選挙当日に投票所に従事する職員の人数は。

3. 選挙当日に投票所に従事する立会人等の人数は。

以上の質問について、答弁をお願いします。

**総務課長（伊達君）** 1. 選挙に於ける投票状況についてのご質問に順次お答えをいたします。

初めに、イ. 投票率についてとしまして、直近過去3回の投票率についてのご質問でございますが、令和5年の長野県議会議員一般選挙につきましては無投票でありましたので、令和4年8月7日執行の長野県知事選挙、令和5年4月23日執行の坂城町長・町議会議員一般選挙、令和6年10月27日執行の第50回衆議院議員総選挙の3回についてお答えをいたします。

なお、衆議院議員総選挙につきましては小選挙区の投票についてお答えをし、以降のご質問についても同様の選挙における状況についてお答えをいたします。

まず、令和4年の県知事選挙は投票率43.45%、令和5年の町長・町議会議員選挙は57.34%、令和6年の衆議院議員総選挙は59.26%でありました。

続いて、これまで取り組んできた投票率向上への施策についてのご質問でございますが、町では、選挙人に向けた広報や啓発のほか、これから選挙権を得る年代を含む主権者教育といった

ソフト面での施策と併せ、投票に行きやすい環境づくりなど、ハード面での施策も行っていました。

まず、選挙人に向けた広報や啓発といたしまして、各選挙期間中におきまして、町広報誌のほか、ホームページや防災行政無線による啓発はもとより、選挙管理委員やその補充員の皆さんとともに、町内の店舗等の出入口での街頭啓発活動も行っているところでございます。

また、新たに18歳を迎え、選挙権を得られた方に対しましては、アメニティグッズとともに、漫画なども用いてご覧いただきやすくした選挙や政治に関するパンフレットをお送りし、関心を高めていただけるよう啓発を行っているところでもあります。

町における主権者教育といたしましては、各小中学校の各発達段階における教育として、教科学習や学校活動、児童会・生徒会選挙の実施、県の選挙管理委員会が主催するポスターコンクールへの応募など、学齢期からの意識の醸成を図っているところであります。

また、議会のご理解とご協力もいただく中で、この議場において、国や地方公共団体の役割、選挙と議会などを学んだ坂城中学校3年生が、質問者として実際に町の議会と同じ形式で行う模擬議会の取組とともに、町議会事務局と選挙管理委員会事務局の職員が坂城高校に出向いての出前授業や、生徒さんによる役場の職場体験において、期日前投票会場での投票用紙交付事務といった、実際の選挙事務を通じて投票に関心を持つ機会を設ける施策などを実施してまいりました。

また、ハード面での施策としましては、町民の皆様がご自宅から近い場所でお気軽に投票していただけるよう、町内各地区の集会所や公共施設の計15か所を投票所として開設しているところであります。

なお、入り口に段差がある投票所につきましては、選挙の都度、臨時的なスロープを設置し、投票していただきやすい環境を整え、対応しているところでもあります。

さらに、当町では駐車場からの段差もなく、下足のまま投票できるよう、役場庁舎1階に期日前投票所を開設し、足の不自由な方なども含め、どなたでも気兼ねなく投票にお越しいただいているところでもございます。

次に、これからの投票率向上に向けた施策についてであります。全国的に投票率は年々下がっており、他市町村の選挙管理委員会においても、投票率を向上させる施策については苦慮していると伺っているところであります。

選挙は、国民が主権を持つ民主主義国家において、国民が政治に参加し、主権者としてその意思を政治に反映させることのできる最も重要かつ基本的な機会であります。

選挙を通して自分たちの代表者を選び、その代表者によって政治が行われるという意義を私たち一人一人が認識することで選挙を自分事として捉え、関心を高めることにつながるものと考えているところであります。

当町におきましては、これまで実施してきた施策を継続するとともに、広域圏内の選挙管理委員会事務局が集まる選挙事務研究会等において共有される成功事例なども研究してまいりたいと考えているところでございます。

次に、ロの期日前投票についてといたしまして、直近の過去3回の期日前投票率につきまして、それぞれの選挙における投票総数に占める割合でお答えをいたしますと、令和4年の県知事選挙は46.46%、令和5年の町長・町議会議員選挙は39.53%、令和6年の衆議院議員総選挙は46.23%でありました。

次に、ハといたしまして、投票に係る従事者についてのご質問のうち、まず期日前投票に従事する人数のご質問であります。期日前投票所には、投票管理者1名と投票立会人2名のほか、投票用紙の交付等を行う事務従事者が選挙の種類や過去の選挙の繁閑の状況も勘案し1名から7名程度常駐し、立会人及び事務従事者につきましては時間で交代をしております。

こうしたことに加えまして、期日前投票は、選挙により投票所の開設日数が異なり、県知事選挙は16日間、町長・町議会議員選挙は4日間、衆議院議員選挙は11日間となるため、一律の人数は申し上げられませんが、おおむね60人から170人が従事している状況であります。

続いて、選挙当日に投票所に従事する職員の人数といたしましては、こちらも選挙により異なるではありますが、おおむね60人から90人が投票事務に従事しております。

なお、令和4年度から各投票所における受付にシステムを導入したことで、合計で10人程度の事務従事者の削減につながっている状況であります。

最後に、選挙当日に投票所に従事する立会人等の人数といたしましては、町内15の投票所におきまして、それぞれ1名の投票管理者及び2名の投票立会人を選任しており、合計45名となっております。

今回、宮入議員さんから選挙をテーマにした一般質問をいただきましたけれども、先ほども申し上げましたとおり、選挙権は、憲法で保障された大切な権利であります。こうしたことを踏まえまして、今後におきましても、様々な機会を捉える中で、選挙に対する関心を高め、私たち一人一人が選挙を自分事として捉えることができるよう、取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

**6番（宮入君）** ただいま答弁をいただきました。2点、再質問をお願いしたいと思います。

12月22日の信濃毎日新聞によりますと、2024年10月に実施されました衆議院総選挙は、前回の衆議院総選挙と比べ、当日の投票所が45都道府県で計1,026か所減少したことが総務省の集計で分かったと。このことは、人口減少や高齢化が進み、有権者から選ばれる投票立会人の成り手不足が一因と見られると報じました。

また、同選挙で設置されました長野県内の投票所は1,387か所で、2021年の前回選

挙から31か所減った。さらに、同選挙において、全投票所の33%にあたる451か所の投票所で開閉時刻を変更した。開始時刻を繰り下げたり、閉鎖時刻を繰り上げたりする投票所は、選挙のたびに増加。2012年の衆議院選挙では、204か所で全体の14%だった。このことは、人口減少や期日前投票の定着などで、特に午後8時の終了間際に投票する人が減っていると報じました。以上のことから、次の2点についてお聞きします。

投票時間の見直しについて。

1. 直近の過去3回の選挙における投票日当日の投票のうち、19時から20時までの投票率の割合は。

2. 働き方改革を含めた、実情に即した投票時間の見直しの検討について。

以上の質問について、答弁をお願いします。

**総務課長（伊達君）** 再質問についてお答えをいたします。

まず、直近過去3回の19時、午後7時から午後8時、20時までの投票の割合であります。それぞれ執行日当日の投票数に占める割合としてお答えをいたします。令和4年の県知事選挙につきましては3.10%、令和5年の町長・町議会議員選挙は2.18%、令和6年の衆議院議員総選挙は1.94%でございました。

続きまして、働き方改革を含めた投票時間の見直しの検討というご質問でございますけれども、投票所の開設時間につきましては、公職選挙法第40条におきまして、投票所は午前7時に開き午後8時に閉じると規定されております。

投票所の閉鎖時間につきましては、国民のライフスタイルの変化や低下傾向にある投票率を踏まえ、より投票しやすい環境を整え、投票率の向上を図るため、平成9年の公職選挙法の改正により、従前の午後6時から2時間長い午後8時とされた経過がございます。

また、平成15年の法改正におきましては、期日前投票制度が創設され、選挙人の皆様にとってはさらに投票しやすい環境が整えられたということだと思っております。

一方で、同じ公職選挙法第40条のただし書におきましては、選挙人の投票に支障を来さないと認められる特別の事情がある場合に限り、一定の範囲の中で投票所の開閉時間の変更が認められております。昨年10月の衆議院議員総選挙の執行にあたりまして、県内におきましても、56市町村の451投票所で閉鎖時間の繰上げが行われたとの新聞報道がなされたところであります。

投票所、投票時間の見直しにつきましては、これまでの法改正の趣旨ですとか、町民の選挙権を阻害することはないよう努めることを原則としまして、投票人の投票に支障を来さないと認められる特別の事情について、他市町村の事例を含め慎重に検討してまいりたいと考えているところでございます。

**6番（宮入君）** ただいまは、各項目並びに再質問について丁寧な答弁をいただきました。昨年、

12月10日の信濃毎日新聞によりますと、千曲市選挙管理委員会は、今年の夏に予定されている参議院選挙から43か所の投票所で投票終了時刻を1時間繰り上げ、午後7時までとする方針を明らかにしたと報じました。このことは、10月の衆議院選挙では、77市町村のうち約半数の38町村が全ての投票所で終了時刻を繰り上げたが、19の市においては適用がなく、今回、市としては初めてとされております。

また、同選挙管理委員会は、期日前投票の定着などで午後7時以降の投票者数が少なくなったこと、また、各投票所に配置する投票立会人らが長時間拘束され、負担が重く人員確保が難しくなっていること、加えて終了時刻の繰上げで市職員の業務時間を圧縮し、経費抑制にもつながるとしているとのことであります。坂城町におきましても、県内市町村の動向を注視しながら、町の実情に見合った内容の検討をお願いして、次の質問に移ります。

## 2. 森林整備について

一般質問に入ります前に、2月26日に発生しました岩手県大船渡市における大規模森林火災で被災されました方には、謹んでお見舞いを申し上げます。坂城町においても、令和5月4月に林野火災を経験しましたが、今回の林野火災は平成以降過去最大の焼失面積となり、改めて林野火災の恐怖を感じたところであります。

さて、今回の林野整備については、令和6年度から国民1人1千円の徴収がされている森林環境税は、森林環境譲与税として県・市町村に譲与されておりますが、その仕組みについてを中心にお聞きしてまいりたいと思います。

### イ. 松くい虫対策について

1. 町内の森林面積及び所有者の区分と樹種の内訳は。
2. 森林の松くい虫対策の状況は。
3. 松くい虫対策の効果について、どう捉えているか。

### ロ. 森林の管理について

1. 森林経営管理制度の内容は。
2. 森林経営管理制度の取組状況と成果について。
3. 今後の取組の考えは。

### ハ. 森林環境税と森林環境譲与税について

1. 税の仕組みについて。
2. 制度導入から町の収入状況は。
3. 森林環境譲与税の主な用途は。

### ニ. 今後の取り組みについて

1. 自治区など、地域が取り組む里山整備に対する支援の考えは。

以上の質問について、答弁をお願いします。

**町長（山村君）** ただいま、宮入議員さんから森林整備についてのご質問をいただきました。私からは、イの松くい虫対策についてお答え申し上げまして、そのほかの質問につきましては、担当課長から答弁いたします。

さて、松くい虫被害につきましては、明治38年に長崎県において日本で初めて被害が報告されて以来、九州全域、四国地方へと広がり、現在では北海道を除く全国の都府県で被害が報告されている状況であります。

当町におきましても、昭和60年に初めて被害が確認されて以来、昭和63年には一時沈静化したものの、その後は継続発生しており、いまだ沈静化の様子は見られないという状況であります。

町ではこのような被害の状況に鑑み、松くい虫防除対策の実施方針を定め、各種施策を複合的に取り入れることにより、松くい虫被害の対策に努めているところであります。

ではまず、ご質問の町内の森林面積及び所有者の区分と樹種の内容はについてであります、町内の森林の面積につきましては、令和6年9月1日現在で3,597ヘクタールであり、内訳といたしましては、国有林はなく、全て民有林となり、県有林及び町有林、その他財産区を含めた公有林が450ヘクタール、集落有林や団体有林、個人有林等の私有林が3,147ヘクタールという状況であります。

また、樹種につきましては、カラマツが29%、アカマツが27%、杉6%、ヒノキ2%、そのほか広葉樹等が36%となっており、カラマツとアカマツを合わせると全体の半数以上を占め、当町は松が多く植生している地域となっております。

次に、森林の松くい虫対策の状況についてお答えします。町では、松くい虫被害の発生を防ぐことを目的とした予防対策と、発生した被害を拡大させないことを目的とした駆除対策の両対策を軸に、松くい虫被害対策を進めているところであります。

このうち、予防対策として実施している、有人ヘリ散布、無人ヘリ散布につきましては、住民の皆様へのリスクコミュニケーションを図る中で、風致地区であり、伐倒駆除等、人の手による駆除が困難な地域を対象として、有人ヘリ散布を上平地区の15ヘクタールと苅屋原地区の10ヘクタールを対象に、また、無人ヘリ散布につきましては、苅屋原地区を対象に4.5ヘクタールの薬剤散布を実施しているところであります。

さらに、駆除対策として実施している伐倒駆除につきましては、守るべき松林として位置づけられた地域の被害木の伐倒薫蒸処理を行っており、今年度につきましては、例年実施している町内全域での伐倒駆除に加えて、令和5年4月に発生しました上平の林野火災において枯損した松林約1,400立方メートルの伐倒駆除を実施したところであります。

なお、林野火災で延焼した山林につきましては、現在保安林指定に向けた手続を進めておりますので、今後も県と連携し山林所有者の協力もいただく中で、早期復旧に向けて進めてまい

ります。

こうした対策のほかにも、松枯れを引き起こすマツノザイセンチュウが木の根を伝って健全なアカマツに感染する根感染につきましては、町独自の取組としまして、伐倒駆除した木の根に薬剤を直接注入し、木の根に残った線虫を駆除することにより周辺への被害拡大を防ぐ対策を実施しているところであります。

次に、松くい虫対策の効果についてのご質問であります。町では、有人ヘリや無人ヘリでの空中散布による効果を検証するため、散布エリアと無散布エリアそれぞれに調査木を選定し、定点観測を毎年継続して行っており、無散布エリアのほうが松くい虫による被害木が多く発生したという調査結果が出ております。

また、空中散布につきましては、散布を中止していた平成21年度から23年度の3年間に、上平地区、苅屋原地区ともに瞬く間に被害が拡大し、上平地区の自在山では山の裾野部分にある松林のほとんどが枯れてしまったという過去の事例もありましたが、現在は健全な松林が維持できていることから効果があるものと捉えております。

さらに、伐倒駆除につきましても、松くい虫被害が発生して以来、継続的に事業を実施しており、里山での被害が拡大していない状況から、こちらにつきましても効果があるものと捉えており、今後も予防対策と駆除対策を複合的かつ効果的に行うことにより、松くい虫被害の軽減を図ってまいりたいと考えているところであります。

**商工農林課長（北村君）** 私からは、森林整備についてのご質問のうち、ロ．森林の管理について、ハ．森林環境税と森林環境譲与税について、ニ．今後の取り組みについて、順次お答えいたします。

初めに、森林経営管理制度につきましては、森林所有者の高齢化や相続による世代交代・不在村化より、所有者が不明であったり、境界が不明確な森林が増加しており、所有者が自らの森林を管理できない状況が多く見られることから、国では森林の適切な経営管理と林業の成長産業化の両立、並びに森林の広域的機能を高めることを目的として平成31年に創設されたものであります。

制度創設により、市町村が森林所有者の経営管理意向を確認し、管理できない森林を林業経営者につなぐことにより、手入れがされない森林の解消や伐採後の再生林が促進されるだけでなく、土砂災害等の発生リスクも低減し、地域住民の安心、安全にもつながるとともに、これまで手がつけられなかった所有者不明森林においても、特例措置による手続を行うことにより整備が可能となり、間伐や路網整備などの森林整備を効率的、効果的に行うことが期待されます。

次に、当町における森林経営管理制度の取組状況と成果についてのご質問にお答えいたします。

町では、坂城町森林経営管理制度実施方針を定め、森林簿データにより町全体の森林3,597ヘクタールのうち、個人有林かつ近年整備が行われていない人工林約590ヘクタールを抽出し、林班ごとに順位づけをして森林所有者に管理に係る意向調査を行った後に、森林所有者と町、林業事業体の3者において三者協定を締結し、順次、森林整備を進めております。

意向調査につきましては、令和3年度から行っており、3年度は10.2ヘクタール、44名、4年度では49.3ヘクタール、152名、5年度では15.9ヘクタール、71名を対象に調査を実施し、ご回答いただいた方の約8割の方が町もしくは町を通じて森林組合等に経営や管理をお願いしたいという結果でありました。

続いて、三者協定締結を経て森林整備を行った箇所につきましては、令和4年度では切捨て間伐2.68ヘクタール、修景林間整備1.21ヘクタール、竹林整備0.5ヘクタール、5年度においては、搬出間伐1.61ヘクタール、倒木処理0.26ヘクタールを実施いたしました。

森林整備が行われた地域では、適正な森林の管理が行われるだけでなく、地域の景観形成や防災減災にもつながっているものと考えております。

次に、今後の取組の考えといたしましては、引き続き、実施方針に従って意向調査と森林整備を林班ごとに進めるとともに、過去に整備を実施した箇所におきましても、協定期間内における継続的な整備を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、ハ、森林環境税と森林環境譲与税について順次お答えします。

先ほども申し上げましたように、国土の保全や水源の維持、地球温暖化の防止、生物多様性の保全など、適切な整備や管理により様々な公益的機能を果たす森林につきましては、所有者や境界が不明な土地の増加、林業の担い手不足などが大きな課題となっている状況です。

こうした現状に加え、パリ協定での枠組みにおける温室効果ガス排出削減目標の達成や災害の防止等を図るための森林整備に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、平成31年3月に森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が成立いたしました。

ご質問の税の仕組みについてであります。森林環境税につきましては、今年度から国内に住所のある個人に対して課税されている国税であり、市町村において、個人住民税均等割と併せて1人年額1千円を賦課徴収し、その全額を国に納めているものであります。

なお、課税の開始時期につきましては、防災施策の財源を確保するために時限的に実施された個人住民税均等割の引上げ措置が終了した令和6年度からの開始とされたところであります。

一方、森林環境譲与税につきましては、森林整備が緊急の課題であることや、新たな森林管理制度が平成31年4月から創設されたことも踏まえ、森林整備の財源として、私有林人工林面積、林業就業者数及び人口による客観的な基準で案分して、令和元年度から前倒しで市町村

と都道府県に対して交付されております。

なお、市町村における森林環境譲与税の使途につきましては、森林整備に関する施策及び森林の整備の促進に関する施策と規定されており、この使途の範囲内において、地域の実情に応じ、幅広く弾力的に事業を実施することが可能な制度となっているところであります。

次に、森林環境譲与税について、制度導入からの町の収入状況のご質問にお答えいたします。

森林環境譲与税の国からの譲与額につきましては、制度が導入された令和元年度が198万8千円、2年度が422万5千円、3年度が419万4千円、4年度が553万4千円、5年度が4年度と同額の553万4千円となっています。

譲与税の算出に関わる配分基準につきましては、当初、私有林における人工林面積の割合が10分の5、人口の割合が10分の3、林業就業者数の割合が10分の2でありましたが、令和6年度税制改正で配分基準の見直しが行われ、今年度より私有林における人工林面積の割合は100分の55に増加し、人口の割合が100分の25に減少されました。このため、令和6年度以降の当町への譲与額は、昨年度より増額となる見込みであります。

次に、森林環境譲与税の主な使途につきましては、坂城町森林経営管理制度実施方針に基づき、主に、現地調査及び森林所有者への説明会を含む意向調査の実施とその分析業務の委託、並びに意向調査を踏まえた森林環境整備推進事業に活用しております。

次に、二、今後の取り組みについてお答えいたします。

自治区など地域が取り組む里山整備にする支援につきましては、これまで、当町には、こうした活動を支援する助成制度がなく、町内の自治会や林業関係団体から、森林整備などの活動に対して支援を行ってほしいといった声が寄せられておりました。

このような状況を踏まえ、令和7年度より、森林環境譲与税を活用し、森林の多面的な機能を持続的に発揮させるとともに、森林づくりを効果的に進めるため、自治会など団体が行う里山整備事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助を行う坂城町里山整備事業の創設を予定しております。

事業の対象者は、町内の自治会組織または、林業経営者は除く、5人以上の者が共同で事業を実践する目的を持って組織され、町長が適当と認める林業関係団体とし、対象経費は、森林法第5条に規定する地域森林計画に定められた森林及び当該森林と一体的に整備される森林で行われる里山整備事業に要する労務費とし、1団体、年1回10万円を上限とする方向で考えております。

町といたしましては、この事業を活用し、町や林業事業体だけではなく、町民の皆様自らが森林の管理を行うことで、多角的な森林の管理を目指していきたいと考えております。

また、今後も引き続き、森林環境譲与税を活用し、町内の森林整備と管理の適正化を推進し林業の活性化を図るとともに、防災減災など森林の公益的な機能の維持に努めてまいりたいと

考えております。

**6番（宮入君）** ただいま答弁をいただきました。2点、再質問をお願いしたいと思います。

森林整備のさらなる推進についてとして、1. 基金の積立状況と基金を活用した今後の取組。先ほどの件とちょっと重複しているかもしれません。

2. 林業に関わる人材確保と専門的な知識を持つとされる地域林政アドバイザーの活用についてのお考えをお聞きしたいと思います。

以上の質問について、答弁をお願いします。

**商工農林課長（北村君）** 再質問にお答えします。

森林づくり基金の積立て状況につきましては、令和5年度末において486万7,900円の積立てがございます。今後は、この基金を活用し引き続き必要な森林整備を行っていくほか、近年、森林所有者がご自身の山の所在地を把握できていないケースも多く見受けられることから、森林における境界明確化への取組への活用についても、今後検討してまいりたいと考えております。

次に、林業に関わる人材確保と専門的な知識を持つ地域林政アドバイザー活用の考えはのご質問であります。町には松くい虫対策のアドバイザーとして、根系感染の調査などを委託している先生がおられます。様々な松くい虫対策のご助言をいただくだけでなく、樹木医の資格もお持ちですので、林野火災で焼損した山林の復旧方法や山に適した樹種の選定など、度々ご相談させていただいております。

その他森林整備事業につきましては、その都度、町林業委員や長野森林組合と協議しながら進めておりますが、今後、公有林や私有林における広範囲な森林整備や境界明確化の取組を実施していく際など、地域林政アドバイザー制度の活用も考えられますので、今後研究してまいりたいと考えています。

**6番（宮入君）** ただいまは、各項目並びに再質問について丁寧なご答弁をいただきました。先ほど、町内の杉の樹種の面積の説明がございましたけれども、今年は例年と比較して早い時期より花粉の時期となりました。現在、多くの方が花粉症になって困っていることから、森林総合研究所などで、花粉が出ない18種類の無花粉杉の開発が進められております。

また、神奈川県においては、花粉を出さない無花粉杉や花粉が少ない杉への植え替えが各地で進んでいる中、無花粉杉の中でも成長が早いとされるエリートツリーの研究が本格的に始まることになったとのことです。無花粉杉は、雄花はできますが、花粉が正常に発達しないため花粉ができないという特徴があります。

林野庁では、花粉症の対策として、1. 花粉を飛散させる杉人工林からの植え替え、2. 花粉の少ない苗木の供給の拡大などに取り組んでいるとのことです。坂城町においても、毎年植樹祭が計画されておりますが、環境面からも無花粉杉の取組についての検討をお願いし

まして、私の一般質問を終わります。

**議長（滝沢君）** 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

次回は、明日１２日午前１０時から会議を開き、引き続き一般質問及び条例案等の審議、一般会計予算案総括質疑、各特別会計予算案総括質疑、公営企業会計予算案総括質疑等を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦勞様でした。

（散会 午前１１時３０分）